

選挙第2号

副議長の選挙について

副議長の選挙を行うものとする。

平成25年8月7日提出

向日市議会議長

(参 考)

◎地方自治法（抜粋）

（議長及び副議長）

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

（議長及び副議長の辞職）

第108条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。